平成２３年（フ）第５２号
香川県さぬき市長尾名658番地２
債務者　佐々　嘉恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７５号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2073番地
債務者　横内　政子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第６５６号
長崎県長崎市かき道３丁目19番３―103号、旧住所東京都調布市飛田給１丁目48番地９
債務者　菅　　公臣
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
茨城県つくば市花畑１丁目４番地11　Σハウス花畑102号
債務者　高木　昭一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９８号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地70五反田北住宅２号棟233号
債務者　遠藤由美子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４４号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目28番地の５グリーンシティ103、従前の住所埼玉県川越市大字木野目372番地１
債務者　新津　　收
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟148番地７
債務者　高橋貴枝子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
秋田市広面字屋敷田15番地１　コーポ金203
債務者　佐藤未来子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７号
秋田県潟上市天王字羽立60番地
債務者　安田万里子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４号
福島県二本松市西池11番地30
債務者　藤田三佐子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
福島県二本松市杉田町３丁目144番地２
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
茨城県水戸市元吉田町1247番地の２　グリーンヒルハイツ206号
債務者　大貫ゆりあ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目１番26号　白方ハイツ202号
債務者　小野瀬睦子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
茨城県ひたちなか市大字中根3648番地１　ＭＩ―ＺＯＮＥ　Ｃ棟102号
債務者　南波留　純
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
茨城県石岡市東府中５番12号
債務者　田中喜代子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
茨城県かすみがうら市稲吉５丁目４番14号
債務者　古澤　久子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
茨城県石岡市東石岡２丁目10番２号　メゾン岡野101号
債務者　平塚　智光
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
茨城県土浦市真鍋５丁目９番14号　Mパストラル101、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字茂呂988番地５
債務者　**蔭**山　卓也（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係